

# 蒲郡市景観審議会について

## 1 蒲郡市景観審議会とは

蒲郡市景観計画（第5章 P.43）及び蒲郡市景観条例第21条の規定に基づき、本市の良好な景観形成について、市長の諮問に応じ調査審議するために設置するものです。

- 任期は2年（R1.7.1～R3.6.30）で、再任も可能です。
- 会議は審議案件ごとに必要に応じて開催し、年0～2回程度を予定しています。

## 2 蒲郡市景観審議会の審議事項について

蒲郡市景観審議会では、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査審議します。

主な審議事項は下記のとおりです。

- (1) 蒲郡市景観計画の変更について
- (2) 景観法に基づく届出の対象となる行為のうち、景観上影響が大きいと思われる行為（大規模な商業施設や公共施設、又はランドマークとなるもの）について
- (3) 景観法に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定について
- (4) その他景観形成上重要な事項（景観協定の認可など）について

## 3 蒲郡市景観計画の変更について

蒲郡市景観条例第5条の規定に基づき、蒲郡市景観計画を変更する際には、蒲郡市景観審議会に意見を聴くこととしています。

## 4 景観法に基づく届出対象行為の審議について

- 蒲郡市景観条例及び蒲郡市景観計画により、一定規模以上の建築などの行為については、景観法に基づく届出が必要になります。届出の対象となる行為（届出対象行為）については、蒲郡市景観計画の景観形成基準（第3章 P.32～P.37）に適合するか審査を行い、適合しない場合は勧告、更には変更命令をすることができます。
- ただし、景観形成基準に適合しない場合でも、ランドマークとしての役割を果たすもので、蒲郡市景観審議会の意見を聴いたうえで、市長が景観形成上必要として認めることで適用除外とすることもできます。
- 届出は行為着手の30日前までに行う必要があり、届出を行う前には事前協議が必要になります。（第3章 P.29、右ページ届出フロー図参照。）
- 届出対象行為のうち、景観上影響が大きいと思われる建築物の建築など（大規模な商業施設など、景観形成上ランドマークとなるもの）や公共施設の建設などについては、蒲郡市景観審議会に意見を聴くこととしています。
- 蒲郡市景観計画において、届出対象行為及び景観形成基準については、本市特有の眺望景観の保全・形成を目的として基準を設定しています。

## 5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定について

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定についても、蒲郡市景観条例第16条第1項又は第18条第1項の規定に基づき、蒲郡市景観審議会の意見を聴くこととしています。

- 景観重要建造物又は景観重要樹木は、蒲郡市景観計画に規定する指定の方針（第4章 P.38,39）に基づき良好な景観形成上重要なものとして市長が指定するものです。
- 景観重要建造物又は景観重要樹木は、原則外観の変更を行うことができません。
- 「がまごおり景観作品コンテスト」の結果などから、市民意識を把握し、景観重要建造物や景観重要樹木の指定に向けて進めていきたいと考えています。

## 6 その他の景観形成上重要な事項について

蒲郡市景観計画では「第5章 景観形成の推進に向けて」において、景観まちづくりに関する取り組み方針を示しています。

今後、意識啓発にかかる取り組みや景観形成ガイドラインの作成など、蒲郡市景観計画に基づき景観まちづくりを進めていくうえで、必要に応じて蒲郡市景観審議会に意見を伺うこととします。

届出フロー図

